

普通保険約款及び特約条項の一部改定のお知らせ

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の2020年4月1日の施行に合わせて、普通保険約款及び特約条項が下記のとおり一部改定となります。

記

<改定内容>

1. 錯誤に関する改定

改正民法95条(錯誤)を踏まえ、契約年齢・性別に誤りがあった場合等の処理を「無効」から「取り消し」に改めます。

<対象商品: 生命定期保険、入院保障付生命定期保険、無選択型生命定期保険>

改定後	現行
(用語説明) 無効 保険契約を当初より無かったものとするをいいます。詐欺行為が判明した場合、契約は無効となります。	(用語説明) 無効 保険契約を当初より無かったものとするをいいます。 <u>年齢等の錯誤による保険加入の場合や、詐欺行為が判明した場合、契約は無効となります。</u>

<対象商品: 生命定期保険、入院保障付生命定期保険、無選択型生命定期保険>

改定後	現行
<u>15条</u> 契約の取消および無効 3. 錯誤により保険契約を締結したときは、 <u>当社はその保険契約を取り消すことができるものとし、払い込まれた保険料を返金します。</u>	<u>14条</u> 契約の取消および無効 3. 錯誤により保険契約を締結したときは、その保険契約は <u>無効</u> とし、払い込まれた保険料を返金します。

〈対象商品：生命定期保険、入院保障付生命定期保険、無選択型生命定期保険〉

改定後	現行
<p><u>20条</u> (無選択型では18条) 年齢および性別の誤りの処理</p> <p>1. 申込書類に記載された被保険者の生年月日に誤りがあった場合、次のとおりとします。</p> <p>(1) 実際の年齢が当社の定める範囲外となる期間については、<u>当社は保険契約を取り消すことができるもの</u>とし、該当期間の払込保険料を保険契約者に返金します。</p> <p>(2) 実際の年齢が当社の定める範囲内となる期間については、過不足の保険料を精算し、その後の保険料を更正します。</p> <p>3. 保険契約者が申込書に生年月日を誤って記載したため、契約の名寄せができなかった等の理由により、同一の被保険者が、本保険及び当社の販売する他の保険の有効契約を合算して引受保険金の限度額を超えたときは、<u>当社は限度を超えた契約を取り消すことができるもの</u>とし、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者または受取人の故意または重大な過失によらないときは、<u>契約当初より払い込まれた保険料の全額を返金</u>します。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者または受取人の故意または重大な過失によるときは、<u>払い込まれた保険料を返金</u>しません。</p>	<p><u>19条</u> (無選択型では17条) 年齢および性別の誤りの処理</p> <p>1. 申込書類に記載された被保険者の生年月日に誤りがあった場合、次のとおりとします。</p> <p>(1) 実際の年齢が当社の定める範囲外となる期間については、<u>保険契約を無効</u>とし、該当期間の払込保険料を保険契約者に返金します。</p> <p>(2) 実際の年齢が当社の定める範囲内となる期間については、過不足の保険料を精算し、その後の保険料を更正します。</p> <p>3. 保険契約者が申込書に生年月日を誤って記載したため、契約の名寄せができなかった等の理由により、同一の被保険者が、本保険及び当社の販売する他の保険の有効契約を合算して引受保険金の限度額を超えたときは、<u>当社は限度を超えた契約を無効</u>とし、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者または受取人の故意または重大な過失によらないときは、<u>契約当初より払い込まれた保険料の全額を返金</u>します。</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者または受取人の故意または重大な過失によるときは、<u>払い込まれた保険料を返金</u>しません。</p>

〈対象商品：介護サポート総合保険〉

改定後	現行
<p><u>15条</u> 年齢および性別の誤りの処理</p> <p>1. 申込書類に記載された被保険者の生年月日に誤りがあった場合、次のとおりとします。</p> <p>(1) 実際の年齢が当社の定める年齢の範囲外のときは、<u>当社は保険契約を取り消すことができるもの</u>とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に返金します。</p> <p>(2) 実際の年齢が当社の定める年齢の範囲内のときは、過不足の保険料がある場合にはその金額を精算し、その後の保険料を更正します。</p> <p>3. 保険契約者が申込書に生年月日を誤って記載したため、契約の名寄せができなかった等の理由により、同一の被保険者が、本保険及び当社の販売する他の保険の有効契約を合算して引受保険金等の限度額を超えたときは、<u>当社は限度を超えた契約を取り消すことができるもの</u>とし、<u>契約当初より払い込まれた保険料の全額を返金</u>します。</p>	<p><u>14条</u> 年齢および性別の誤りの処理</p> <p>1. 申込書類に記載された被保険者の生年月日に誤りがあった場合、次のとおりとします。</p> <p>(1) 実際の年齢が当社の定める年齢の範囲外のときは、<u>保険契約を無効</u>とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に返金します。</p> <p>(2) 実際の年齢が当社の定める年齢の範囲内のときは、過不足の保険料がある場合にはその金額を精算し、その後の保険料を更正します。</p> <p>3. 保険契約者が申込書に生年月日を誤って記載したため、契約の名寄せができなかった等の理由により、同一の被保険者が、本保険及び当社の販売する他の保険の有効契約を合算して引受保険金等の限度額を超えたときは、<u>当社は限度を超えた契約を無効</u>とし、<u>契約当初より払い込まれた保険料の全額を返金</u>します。</p>

2. 保険契約者が 2 人以上の場合の効力の明文化

改正民法 441 条(相対的効力の原則)を踏まえ、複数の保険契約者(保険料の払込みに係る連帯債務者)の場合の効力等を明文化します。

〈対象商品: 生命定期保険、入院保障付生命定期保険、無選択型生命定期保険、介護サポート総合保険〉

改定後	現行
<p>13 条(介護サポート総合保険では 6 条) 保険契約者の代表者</p> <p><u>1. 保険契約者が 2 人以上の場合には、代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が保険契約者の 1 人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。</u></p> <p><u>3. 保険契約者が 2 人以上の場合には、その責任は連帯とします。</u></p>	<p>(新規追加)</p>

3. 所定の期日を超えて保険金を支払う場合の遅延利息支払いの明記

所定の期日を超えて保険金を支払う場合に、当社所定の利率で計算した遅延利息を加えて保険金を支払う旨を明記します。なお、「当社所定の利率」については、改正民法 412 条(履行期と履行遅延)を踏まえ、従来の商事法定利率から民法 404 条(法定利率)で規定された法定利率を適用します。

〈対象商品: 高齢者施設入居者家財保険、高齢者施設損害補償特約、高齢者向け住宅損害補償特約〉

改定後	現行
<p>21 条(高齢者施設損害補償特約では 8 条、高齢者向け住宅損害補償特約では 11 条) 保険金の支払時期</p> <p><u>4. 当社は前1項または前2項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を加えて保険金をお支払いします。</u></p>	<p>21 条(保険金の支払時期)</p> <p>(新規追加)</p>

以上